

とよなか保育士助成金状況変更届

（あて先）豊 中 市 長

住所
名前
（電話番号 ）
（メールアドレス ）
勤務先 _____

とよなか保育士助成金要項第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 事由

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> ①住所変更（市内） | <input type="checkbox"/> ⑥産休・育休・休職 |
| <input type="checkbox"/> ②市外に転出 | <input type="checkbox"/> ⑦復職 |
| <input type="checkbox"/> ③氏名変更 | <input type="checkbox"/> ⑧週勤務時間が30時間未満になる |
| <input type="checkbox"/> ④勤務場所の異動（市内同一法人） | <input type="checkbox"/> ⑨退職 |
| <input type="checkbox"/> ⑤勤務場所の異動（市外） | <input type="checkbox"/> ⑩その他（ ） |
- ※ 必要に応じて、具体的にご記入ください

上記事由の事実発生日を記入してください。

年 月 日

①～⑤の事由に該当する場合、変更内容を記入してください。

【変更前】
【変更後】

【備考】

--

※ 裏面の注意事項をご確認ください

【注意事項】

助成金の支給が終了する事由

- ◆②・⑤・⑧・⑨の事由に該当される方。

月の途中で該当された場合は、事実発生日により該当月の支給の有無が変わります。
(月の過半数以上勤務により、該当月も支給)

助成金の支給が一時停止となる事由

- ◆⑥の事由に該当される方。

月の途中で該当された場合は、事実発生日により該当月の支給の有無が変わります。
(月の過半数以上勤務により、該当月も支給)

助成金の支給が再開される事由

- ◆⑦の事由に該当される方。

月の途中で復職された場合は、事実発生日により該当月の支給の有無が変わります。
(月の過半数以上勤務により、該当月も支給)

※支給停止前と同じ施設で（同一法人で市内の助成金対象施設への異動含む）週 30 時間以上保育士として勤務をした場合に支給。

助成金の支給期間は、停止前の支給期間を含め、最大 36 か月です。

ただし、復職時にとよなか保育士助成金の制度が終了していた場合はその限りではありません。

その他

- ◆④の事由に該当される場合、支給対象外となる場合があります。

(助成金対象外施設への異動等)